

平成27年5月29日

株主の皆様へ

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号  
日本通信株式会社  
代表取締役社長 三田 聖二

### 第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、下記の「4. 議決権行使のご案内」をご参照のうえ、議決権行使期限（平成27年6月23日（火曜日）午後6時）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都港区麻布台二丁目1番2号  
東京アメリカンクラブ 地下2階  
ルーム名：Manhattan（マンハッタン）  
末尾に株主総会会場ご案内略図を掲載しております。
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第19期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第19期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

#### 4. 議決権行使のご案内

[書面による議決権行使]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、議決権行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使]

- \* 当社指定の議決権行使サイト (<http://www.evote.jp>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議決権行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。
- \* インターネットによる賛否の入力が複数回行われた場合は、最後に入力された内容を有効なものとしします。
- \* 書面とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしします。
- \* インターネットによる議決権行使についてご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00 通話料無料）

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、ご同伴の方については、株主ではない場合はご入場いただけませんので、ご注意ください。
  - ◎当社では、定款第16条の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。その場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。なお、代理人は1名とさせていただきます。
  - ◎本招集ご通知の添付書類である事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類の内容について、株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.j-com.co.jp>) において、その旨掲載することで、皆様へのご通知に替えさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

<決議通知について>

当社では、本定時株主総会の決議通知について、当社ウェブサイト (<http://www.j-com.co.jp>) に掲載する方法によりお知らせいたしますので、あらかじめご了承くださいよう、お願い申し上げます。

## 添付書類

# 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社が1996年の創業時に始めたMVNO事業モデルは、18年の歳月を経て、ようやくその有用性と有効性が認められ、多くの事業者が新規参入するようになりました。「格安SIM」や「格安スマホ」は、当社が最初に取り組み、切り開いたサービスですが、今や、テレビ、新聞、雑誌等で頻繁に取り上げられ、MVNOに対する市場の認知度は急速に拡大しました。

事業モデルの発展段階のうち、事業モデルを構築し、市場を創るという段階を第1フェーズとすれば、現在は、MVNO事業モデルの第1フェーズは終了し、第2フェーズに移行する時期にきていると言えます。第2フェーズとは、新たに創出されたMVNO市場で、各事業者が独自の製品やサービスで競い合っ多様な通信サービスが生み出される段階です。当社のMSP（モバイル・ソリューション・プラットフォーム）事業がこれにあたり、現在様々なパートナー企業とともに、独自のソリューションを提案する事業の拡大に注力しています。

当社はMVNO事業の第1フェーズを牽引して今日に至っていますが、MVNO事業の第2フェーズにおいても、MSP事業の成長により引き続き市場を牽引していく方針です。

#### (日本事業)

2014年4月1日の消費税増税により、スマートフォンの登場で高止まりする通信料金が注目されることになり、多くの報道が、「格安SIM」や「格安スマホ」による固定費としての通信費の削減を効果的な節約策として取り上げました。当社はイオンとの協業により、スマートフォンとSIM（月額通信料）のセットを月額2,980円（税別）で使える「格安スマホ」第1弾を2014年4月4日に発売しましたが、このような環境を追い風に、短期間で売り切ることができたうえ、シニア層や主婦層といった、従来の大手携帯電話事業者が訴求してこなかった顧客層を開拓することができま

した。

この第1弾の成功を受け、他のMVNO事業者も、それまでのSIMのみを販売するスタイルから、スマートフォンとSIMとをセットにして販売するスタイルに変貌していきました。

当社が目指しているモバイル通信業界の在り方は、モバイル通信の構成要素である、端末、SIM、販売の3つについて、それぞれ強みを持つ企業が協業することで、携帯事業者が提供する垂直統合型のサービスとは異なる製品やサービスを顧客に提案し、提供するというものですが、それがまさに実現し、当社が創業時から描いていたMVNO事業モデルが確立した年となりました。しかし、それは同時に、MVNO第1フェーズの終了を意味しています。

次に到来するMVNO第2フェーズでは、MVNO事業者同士が切磋琢磨し、差別化した製品やサービスを投入することで、MVNO本来の姿である、大手携帯事業者ができない、あるいはやりたくない通信サービスを含めた、多様なサービスを提供する段階に移行していかなければなりません。

しかしながら、この1年の動きを見る限り、ほとんどのMVNO事業者がコンシューマ向けのスマートフォンに集中しており、新たなサービスが提案されることのないまま、価格競争が繰り返されているように思われます。SIM市場は大変大きな市場であることに間違いはありませんが、この市場だけにフォーカスしているMVNOはいずれ淘汰されます。

日本におけるMVNO事業モデルは、参入障壁がそれほど高くないため、短期間のうちに非常に多くのMVNO事業者が参入しました。しかし、参入した後、差別化した製品やサービスを提供することができなければ、市場は成長せず、事業を継続していくこともできません。

MVNO事業モデルの真価は、モバイル通信の構成要素の担い手がそれぞれの強みを発揮することで、多様な製品やサービスの提供を可能とするものですが、多様性が実現していない状態では、MVNO事業モデルの確立はまだ道半ばと言えます。

当社は、このような考えに基づいて、当連結会計年度において、以下のような、製品やサービスにおける差別化に取り組み、MSP事業を推進してきました。

- (i) 固定電話番号を使ってスマートフォンで通話ができる03スマホを開始 (2014年12月10日公表)

- (ii) ケーブルテレビ各社のMVNO化支援業務でジャパンケーブルキャスト株式会社と提携(2014年8月28日公表) 上記03スマホを地域ベースで提供する準備を開始
- (iii) 訪日観光客がスマートフォン等を使いやすい環境整備を進めるとともに、訪日観光客向けSIMを海外で販売、あるいはホテルで販売する等で強化(2014年8月19日、11月25日、12月19日、12月22日公表)
- (iv) iPhone SIMフリー・コールセンターを開設(2014年9月26日公表) SIMロック解除後の時代に向け顧客サポートをさらに強化
- (v) VAI O株式会社との協業により、将来のソリューション展開を見据えたモバイル機器の企画・開発及び提供の開始(2014年12月25日、2015年3月12日公表)
- (vi) 米国子会社が実施しているATM(現金自動支払機)向け無線専用線事業を日本で開始するため、日本の事業子会社がセキュリティのグローバル基準(PCI DSS)認定を日本でも取得(2014年6月2日公表) セキュア・ネットワークサービスを日本で提供開始
- (vii) 当社米国子会社のArxceo社(当社が2006年に買収した米国のセキュリティ技術会社)が持つ特許技術のスマートフォンへの移植

当社は、これらの取り組みにより、MVNO第2フェーズを引き続き牽引していきます。

#### (米国事業)

当社は、米国において、携帯電話事業者3社のネットワークに接続してMVNO事業を展開しています。当社は、米国事業においても、MVNOの原則である、携帯電話事業者ができない、あるいはやりたくない通信サービスを生み出し、提供するという基本方針に則って事業を展開しています。

当社の米国事業子会社は2006年に設立しましたが(米国における研究開発拠点は1996年に設立)、当初からセキュリティの重要性に着目し、まずは権威ある第三者機関から当社米国子会社が提供する通信サービスに関するセキュリティ認定を取得することとし、2008年に当該認定(PCI DSS)を受けました(2008年6月17日公表)。

これにより、ATMという極めて厳格なセキュリティが求められる用途に、当社の特許技術である無線専用線を提供する道が開かれ、今日ではATMでの無線利用において業界リーダーとして認められる存在になっています。

ます。

当連結会計年度においては、ATM向けの通信サービスの領域で培った技術、ノウハウ、そして最も重要な信用を生かし、同様にセキュリティが求められる分野に横展開を図る取り組みを進めています。また同時に、米国で培った差別化したサービスを日本に逆輸入する準備を進めることで、データ通信MVNO大国である日本と、ICT分野の先進国である米国の両地域で事業展開を図ることによる相乗効果を具現化していきます。

当社グループは、日本及び米国でこのような取り組みを進めた結果、当連結会計年度の売上高5,139百万円（前年比10.1%増）、営業利益408百万円（前年比43.5%減）を計上しました。経常利益は、為替差益73百万円などにより463百万円（前年比34.6%減）、当期純利益は、2015年度税制改正（法人実効税率の引き下げ及び欠損金の繰越控除限度額の縮小）の影響及び今後の業績見通しを踏まえ、繰延税金資産の一部80百万円を取り崩したることなどにより327百万円（前年比62.8%減）となりました。

② 設備投資の状況

ネットワーク機器の更新や増強、データ通信用ソフトウェアの開発などに433百万円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

ネットワーク関連設備の更新及び増強並びに端末仕入れなどの運転資金ニーズへの対応として、金融機関から2,200百万円を調達しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得もしくは処分の状況

当社は、平成26年5月7日、電気通信事業にかかるオペレーション業務等を担う完全子会社として、クルーシステム株式会社を設立し、同社の全株式を取得しました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第16期 自 平成23年4月 至 平成24年3月	第17期 自 平成24年4月 至 平成25年3月	第18期 自 平成25年4月 至 平成26年3月	第19期 自 平成26年4月 至 平成27年3月
売 上 高(百万円)	3,724	3,940	4,667	5,139
経 常 利 益(百万円)	271	351	709	463
当 期 純 利 益(百万円)	997	285	881	327
1株当たり当期純利益 (円)	7.44	2.12	6.55	2.35
総 資 産(百万円)	4,680	5,099	6,510	8,683
純 資 産(百万円)	2,475	2,546	3,466	4,842

(注) 当社は、平成26年4月1日付で株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っています。第16期首に株式分割が行われたものと仮定して「1株当たり当期純利益」を算定しています。

### (3) 子会社及び関連会社の状況

#### ① 子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
JCI US Inc.	239.97 (US\$)	100.0%	米国事業の統括
Contour Networks Inc.	370.94 (US\$)	100.0% (100.0%)	米国でのMVNO事業
Computer and Communication Technologies Inc.	513.70 (US\$)	100.0% (100.0%)	MVNO及びMVNEとして必要な技術の研究及び開発
Arxceo Corporation	323.33 (US\$)	100.0% (100.0%)	ネットワーク不正アクセス防御技術の開発及び同製品の販売
コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社	50 (百万円)	100.0% (100.0%)	ネットワーク・セキュリティに関するソリューションの開発及び販売
クルーシシステム株式会社	150 (百万円)	100.0%	電気通信事業にかかるオペレーション業務の受託

(注) 1. 議決権比率の( )内は、間接所有比率で内数です。

2. Computer and Communication Technologies Inc. は特定子会社に該当します。

3. 平成26年5月7日にクルーシシステム株式会社を設立しました。

#### ② 関連会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社が生み出したMVNO事業モデルは、日本市場において近年急速に普及しつつあり、総務省の調査では、2014年12月末時点のMVNO事業者数は170社にのぼっています。併せて、当社が生み出したSIM市場への新規参入も増加しており、当社が創業時に提唱し、今日まで実践、推進している新たなモバイル市場の在り方が社会に受け入れられていることを示しています。

このような状況のもと、当社の課題は、MVNOの本来の使命である携帯電話事業者ができない、あるいはやりたくない通信サービス、すなわち差別化したサービスを企画・開発・提供することです。当社はこの領域をMSP事業と呼び、現在、徹底して強化を図っています。SIM事業はモバイル通

信の内容と料金が商品になるため、差別化が極めて難しい領域ですが、MSP事業は、ハードウェア、クラウド、ハードウェアとクラウドの連携、通信、Webポータル等をトータルに企図することで、様々な差別化が可能であり、ある意味ではお客様がもっとも望んでいるサービスの提供形態です。

当社は米国においてATM向け無線専用線を提供する事業を行っています。これはまさにMSP事業であり、このノウハウを日本に持ち込み、日本における無線専用線の提供を行う等のノウハウのグローバル移転が大きな課題となります。

さらに日本や米国のみならず、欧州やアジアにおけるMVNO事業をグローバルに展開することも、当社の中長期的な経営戦略の一環です。MVNO事業は当社が日本で生み、日本で育てられた事業モデルであり、これを海外市場で展開していくことには、極めて大きな意義があります。

上記の課題に対処する上で最も重要な点は、人材です。当社グループの事業はノウハウや技術等がコアであるため、それらを持つ人材が重要な鍵となります。当社グループは、そのためのヒューマンリソース戦略として、クルーシステムを実践しています。クルーシステムは、当社が考案・構築した事業遂行モデルで、一人一人の人材（クルー）が会社の優先順位に応じた多様な業務を担当することによって、様々なノウハウや技術を身につけていく仕組みです。クルーシステムでは、部門横断的に多種多様な業務を担当できる人材の育成が可能となり、当社グループの対応力を格段に高めることができます。当社グループは、クルーシステムを基盤として、対処すべき課題に取り組んでいきます。

(5) 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

当社グループは、携帯電話/P H S 事業者のモバイル通信ネットワーク(注)を利用し、当社グループ独自のモバイル通信サービスを提供する事業を営んでいます。

当社グループのサービスの種類及び内容は以下のとおりです。

① 日本事業

サービスの種類	主なサービスの概要
データ通信サービス	携帯電話/P H S 事業者のモバイル通信ネットワークとの接続により、様々な顧客層及びパートナー企業に対して、モバイルデータ通信を提供するサービス
	(i) 個人向けサービス (商標:bモバイル等) 主に一般消費者や中小法人顧客向けに、SIMカードやデータ通信端末の形態で、モバイル通信ネットワークを提供するサービス (平成13年12月サービス開始)
	(ii) MVNE サービス 自社顧客向けにモバイル通信サービスを提供・販売する企業(MVNOを含む)向けに、モバイル通信ネットワーク、技術、ノウハウ等を提供するサービス (平成20年10月サービス開始)
	(iii) 機器向けサービス (商標:通信電池) 主に機器メーカー向けに、部品として提供する通信サービス。従来、商品とは別に通信事業者との契約が必要であった通信サービスを、部品として、あたかも乾電池のように商品に内蔵することで、通信機能を有した商品として簡便に利用できるようにするサービス (平成14年12月サービス開始)
テレコム・サービス	携帯電話事業者各社から通信回線及び携帯電話端末を調達し、通話料金の公私区分請求や部門別集計等の付加価値を付けて法人向けに提供する携帯電話サービス (平成9年1月サービス開始)

(注) モバイル通信ネットワークとは、携帯電話またはP H S 等の移動体通信で使用される無線ネットワーク網をいいます。

## ② 米国事業

サービスの種類	主なサービスの概要
データ通信サービス	携帯電話事業者のモバイル通信ネットワークとの接続により、様々な顧客層及びパートナー企業に対して、モバイルデータ通信を提供するサービス
	(i) 機器向けサービス (商標：Telecom Battery, ユビキタス専用線)
	主に法人顧客またはシステムインテグレーター等のパートナー向けに、部品として提供する通信サービス (平成19年11月サービス開始) 特に、Contour Networks Inc. が認定を受けたクレジットカード業界の情報セキュリティ基準 (PCI DSS (Payment Card Industry Data Security Standard)) (注) により、セキュリティに優れた無線専用線を提供するサービス

(注) PCI DSS (Payment Card Industry Data Security Standard) とは、クレジットカード業界における情報保護の国際基準で、JCB・American Express・Discover・MasterCard・VISAの世界大手カードブランド5社が共通して採用するグローバルセキュリティ基準です。

## (6) 主要な事業所 (平成27年3月31日現在)

会社名	名称及び所在地
日本通信株式会社	本社 (東京都港区)
JCI US Inc.	本社 (米国コロラド州イングルウッド)
Contour Networks Inc.	本社 (米国ジョージア州アトランタ)
Computer and Communication Technologies Inc.	本社 (米国コロラド州イングルウッド)
Arxceo Corporation	本社 (米国ジョージア州アトランタ)
コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社	本社 (東京都港区)
クルーシステム株式会社 (注)	本社 (東京都港区)

(注) 平成26年5月7日にクルーシステム株式会社を設立し、当該事業所を新設しました。

(7) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

① 当社及び連結子会社の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
125（8）名	16（2）名

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しています。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
94（5）名	9（1）名	37.8歳	6.0年

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しています。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	840百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	662百万円
株式会社みずほ銀行	525百万円
株式会社商工組合中央金庫	408百万円
株式会社りそな銀行	25百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数   | 435,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 140,072,239株 |
| ③ 株主数        | 58,714名      |
| ④ 大株主（上位10名） |              |

株 主 名	持 株 数	持株比率 (注1)
エル ティ サンダ ビー・ヴィー・ピー・エー（注2）	17,474,500株	12.47%
ユーロクリアー バンク エスエイ エヌブイ	10,900,000株	7.78%
ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト（注3）	3,131,739株	2.23%
宇 津 木 卯 太 郎	2,775,000株	1.98%
株 式 会 社 S B I 証 券	2,272,000株	1.62%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	1,924,400株	1.37%
松 井 証 券 株 式 会 社	1,343,600株	0.95%
三 田 聖 二	1,321,100株	0.94%
M S C O C U S T O M E R S E C U R I T I E S	1,106,447株	0.78%
野 村 證 券 株 式 会 社	1,102,200株	0.78%

(注) 1. 持株比率は自己株式（15,000株）を控除して計算し、小数点以下第3位を切り捨てています。

2. 当社代表取締役社長三田聖二が議決権の過半数を保有しています。
3. 当社社外取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏（平成27年1月退任）が保有しています。なお、平成26年6月13日に、平成26年6月6日時点で同氏が当社株式14,016,739株を保有している旨の大量保有報告書（変更報告書）が提出されていますが、平成27年3月31日現在の株主名簿において実質所有状況は確認できておりません。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

- イ. 当社は、平成26年4月1日をもって100株を1単元とする単元株制度を採用するとともに、1株を100株に分割する株式分割を行いました。これにより、同日をもって、発行可能株式総数は430,650,000株増加し、発行済株式総数は133,553,970株増加しました。

- ロ. 平成19年12月6日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権付社債及び平成20年5月12日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権付社債にかかる新株予約権は、平成26年6月6日に全て行使されました。この権利行使により、発行済株式総数は3,131,739株増加しました。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年3月31日現在）

新株予約権の名称		第10回新株予約権	第13回新株予約権		
発行決議の日		平成19年5月17日	平成22年5月13日		
新株予約権の数		620個	6,860個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 310,000株 (新株予約権1個当たり500株)	普通株式 686,000株 (新株予約権1個当たり100株)		
新株予約権の払込金額		無償	無償		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額/株		47円	64円		
新株予約権の行使期間		平成19年8月3日から 平成29年8月3日まで	平成22年7月1日から 平成27年7月1日まで		
新株予約権の行使の条件		(注1)	(注2)		
役員 の 保有状況	取締役（社外取締役を除く）	保有者数	2名	保有者数	2名
		保有数	250個	保有数	3,220個
		目的である株式の数	125,000株	目的である株式の数	322,000株
	社外取締役	保有者数	3名	保有者数	3名
		保有数	30個	保有数	30個
		目的である株式の数	15,000株	目的である株式の数	3,000株
	監査役	保有者数	0名	保有者数	0名
		保有数	0個	保有数	0個
		目的である株式の数	0株	目的である株式の数	0株

- (注) 1. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成19年5月17日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。
2. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成22年5月13日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。

- ② 当事業年度中に従業員等に対し職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権等の状況（平成27年3月31日現在）

当社役員、従業員等に交付された新株予約権等の状況

新株予約権の名称	第17回新株予約権	第18回新株予約権
発行決議の日	平成25年2月4日	平成26年8月28日
新株予約権の数	109,865個	46,970個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 10,986,500株 (新株予約権1個当たり100株)	普通株式 4,697,000株 (新株予約権1個当たり100株)
新株予約権の払込金額/個	93円	250円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額/株	59円	720円
新株予約権の行使期間	平成25年3月7日から 平成32年3月7日まで	平成26年9月18日から 平成33年9月17日まで
新株予約権の行使の条件	(注1)	(注2)

(注1) ① 権利行使の条件

- (i) 新株予約権者は、平成26年3月期乃至平成28年3月期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記（a）乃至（c）に掲げる各条件を全て満たした場合にのみ、平成28年3月期に係る有価証券報告書の提出日が属する月の翌月の1日から行使することができる。なお、営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。
- (a) 平成26年3月期の営業利益が6億円を超過すること
- (b) 平成27年3月期の営業利益が9億円を超過すること
- (c) 平成28年3月期の営業利益が12億円を超過すること
- (ii) ①(i)に拘らず、新株予約権者は、割当日から平成26年3月6日までに、当社普通株式の株式会社大阪証券取引所（現 株式会社東京証券取引所）における普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む直近の21営業日をいい、割当日から数えて21営業日を下回る場合には割当日から当日までの営業日とする。）の平均が一度でも行使価額の50%を下回った場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

## ② 権利喪失事由

- (i) 新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、権利行使可能となつて  
いるか否かを問わず、直ちに本新株予約権を全て喪失する。
- (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
  - (b) 当社もしくは子会社の就業規則により解雇された場合、または、解雇に  
相当する事由があり、当社との信頼関係が毀損されたと認められる場合
  - (c) 当社または子会社に提出した秘密保持誓約書に規定する競業事業に自ら  
従事し、または、同競業事業を目的とする会社等の役員に就任した場  
合（当社から事前に書面による承諾を得た場合を除く）
  - (d) 新株予約権者に不正行為、法令もしくは社内規程等の違反、または、職  
務上の義務違反もしくは懈怠があり、当社が新株予約権者に対して新株  
予約権の喪失を通知した場合
  - (e) 当社または当社の関連会社に対して損害またはそのおそれをもたらした  
場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めること  
が相当でないと当社が認めた場合
- (ii) 当社は、新株予約権者が前項の事由に該当するおそれがあると認められる場合、  
新株予約権者が前項の事由に該当するか否かを確定するために当社が必要と認  
める間、新株予約権者が本新株予約権を喪失するかどうかの判断を留保し、新株  
予約権者による権利行使を停止することができる。

## ③ 定年退職

新株予約権者が定年により当社の取締役、監査役、執行役員または当社もしくは当  
社子会社の従業員から退職した場合、退職日までに権利行使が可能となつてい  
た新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただ  
し、当社は、何らかの条件を付したまたは付さないで、その権利行使期間を新株予約権  
の行使期間の末日を限度として延長することができる。

## ④ 定年前退職

新株予約権者が当社の取締役、監査役、執行役員または当社もしくは当社子会社の  
従業員から地位を喪失した場合（ただし、②及び前号に定める場合を除く。以下、「定  
年前退職」という）、退職日までに権利行使が可能となつていた新株予約権は、当社  
が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの  
条件を付したまたは付さないで、その権利行使期間を新株予約権の行使期間の末日を限  
度として延長することができる。

## ⑤ 相続人による権利行使

- (i) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予  
約権者が、当社所定の書面により、相続人による権利行使を希望しない旨を申し  
出た場合は、この限りでない。
- (ii) 新株予約権者の相続人による権利行使方法については、当社所定の手続きに従う  
ものとする。

#### ⑥ 新株予約権の放棄

新株予約権者が②に該当し新株予約権を喪失した場合、及び、③もしくは④に該当し権利行使可能となった新株予約権が各号所定の期間内に行使されない場合、新株予約権者またはその相続人は本新株予約権を放棄したものとみなす。

#### ⑦ 新株予約権の行使に関するその他の制限

- (i) 新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (ii) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (iii) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### (注2) ① 権利行使の条件

新株予約権者は、当社の監査済み連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）において、以下のいずれかの条件を充足した場合のみ、(a)の条件充足による場合は平成28年3月期にかかる有価証券報告書の提出日が属する月の翌月の1日から、(b)の条件充足による場合は平成29年3月期にかかる有価証券報告書の提出日が属する月の翌月の1日から、新株予約権を行使することができる。なお、売上高または営業利益の概念について、適用される会計基準の変更等により重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

- (a) 平成28年3月期の売上高が65億円を超過しており、かつ、平成28年3月期の営業利益が14億円を超過している場合
- (b) 平成29年3月期の売上高が65億円を超過しており、かつ、平成29年3月期の営業利益が14億円を超過している場合

#### ② 権利喪失事由

- (i) 新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、権利行使可能となつていか否かを問わず、直ちに本新株予約権を全て喪失する。
  - (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
  - (b) 当社もしくは子会社の就業規則により解雇された場合、または、解雇に相当する事由があり、当社との信頼関係が毀損されたと認められる場合
  - (c) 当社または子会社に提出した秘密保持誓約書に規定する競業事業に自ら従事し、または、同競業事業を目的とする会社等の役員員に就任した場合（当社から事前に書面による承諾を得た場合を除く）
  - (d) 新株予約権者に不正行為、法令もしくは社内規程等の違反、または、職務上の義務違反もしくは懈怠があり、当社が新株予約権者に対して新株予約権の喪失を通知した場合
  - (e) 当社または当社の関連会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社が認めた場合

- (ii) 当社は、新株予約権者が前項の事由に該当するおそれがあると認められる場合、新株予約権者が前項の事由に該当するか否かを確定するために当社が必要と認める間、新株予約権者が本新株予約権を喪失するかどうかの判断を留保し、新株予約権者による権利行使を停止することができる。

③ 定年退職

新株予約権者が定年により当社または当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員 の地位から退職した場合、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付しまたは付さないで、その権利行使期間を新株予約権の行使期間の末日を限度として延長することができる。

④ 定年前退職

新株予約権者が当社または当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員 の地位を喪失した場合（ただし、②及び前号に定める場合を除く。以下、「定年前退職」という）、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付しまたは付さないで、その権利行使期間を新株予約権の行使期間の末日を限度として延長することができる。

⑤ 相続人による権利行使

- (i) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。
- (ii) 新株予約権者の相続人による権利行使方法については、当社所定の手続きに従うものとする。

⑥ 新株予約権の放棄

新株予約権者が②に該当し新株予約権を喪失した場合、及び、③もしくは④に該当し権利行使可能となった新株予約権が各号所定の期間内に行使されない場合、新株予約権者またはその相続人は本新株予約権を放棄したものとみなす。

⑦ 新株予約権の行使に関するその他の制限

- (i) 新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (ii) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (iii) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

### (3) 会社役員の状態

#### ① 取締役及び監査役の状態（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職状況
取締役社長 （代表取締役）	三 田 聖 二	エル ティ サンダ ビー・ヴィー・ ビー・エー マネージングディレク ター
取締役副社長 （代表取締役）	福 田 尚 久	COO
常務取締役 （代表取締役）	片 山 美 紀	
取 締 役	塚 田 健 雄	
取 締 役	井 戸 一 朗	
取 締 役	師 田 卓	
監査役（常勤）	塚 本 四 郎	
監 査 役	山 口 洋	山口国際会計事務所 代表
監 査 役	中 山 孝 司	

- (注) 1. エル ティ サンダ ビー・ヴィー・ビー・エーは当社筆頭株主です。  
2. 取締役塚田健雄氏、井戸一朗氏及び師田卓氏は、社外取締役です。  
3. 監査役塚本四郎氏、山口洋氏及び中山孝司氏は、社外監査役です。  
4. 監査役山口洋氏は、公認会計士及びカナダ勅許会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。  
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員を東京証券取引所が定める規則に基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。

## ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
テレーザ・エス・ ヴォンダーシュミット (Theresa S. Vonderschmitt)	平成27年1月6日	辞任	社外取締役 ヴォンダーシュミット・ ジョイント・トラスト オーナー
木 村 常 輔	平成26年12月10日	逝去	社外監査役

## ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (4名)	428百万円 (15百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	19百万円 (19百万円)
合 計	11名	447百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれていません。なお、当事業年度において使用人兼務取締役は存在しないため、使用人給与相当額はありません。
2. 取締役の報酬総額は平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会において年額4億8,000万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない)と承認されています。なお、ストックオプションによる報酬については、当該報酬総額とは別枠で、平成23年6月21日開催の第15回定時株主総会において年額8,000万円以内と承認されています。
3. 監査役の報酬総額は平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会において年額7,200万円以内と承認されています。なお、ストックオプションによる報酬については、当該報酬総額とは別枠で、平成23年6月21日開催の第15回定時株主総会において年額100万円以内と承認されています。
4. 支給額には、平成22年6月22日開催の第14回定時株主総会決議に基づくストックオプションによる以下の報酬額も含まれています。
- 取締役 6名 1百万円(うち社外取締役 4名 0百万円)  
監査役 2名 0百万円(うち社外監査役 2名 0百万円)
5. 取締役及び監査役の報酬等の総額には、当事業年度中に退任した取締役1名及び監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれています。
6. 当事業年度末時点の社外取締役の員数は3名ですが、当事業年度中に退任した取締役が1名いるため支給人員数と相違しています。
7. 当事業年度末時点の社外監査役の員数は3名ですが、当事業年度中に退任した監査役が1名いるため支給人員数と相違しています。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏は、ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラストのオーナーを兼務しています。なお、同トラストは当社の株主です。
- ・監査役山口洋氏は、山口国際会計事務所代表を兼務しています。なお、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・該当なし

ハ. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係等

- ・取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏は、当社代表取締役社長三田聖二の実姉です。

二. 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（8回開催）		監査役会（7回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット	3回	50%	—	—
取締役 塚田健雄	8回	100%	—	—
取締役 井戸一朗	8回	100%	—	—
取締役 師田卓	8回	100%	—	—
監査役 塚本四郎	8回	100%	7回	100%
監査役 山口洋	8回	100%	7回	100%
監査役 中山孝司	8回	100%	7回	100%
監査役 木村常輔	6回	100%	5回	100%

(注) 取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏については在任中に開催された取締役会（6回）、監査役木村常輔氏については在任中に開催された取締役会（6回）及び監査役会（5回）における出席回数及び出席率を算出しています。

- b. 取締役会及び監査役会における発言状況その他の活動状況
- ・取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏は、企業の創業家及び機関投資家としての豊富な経験に基づいた意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
  - ・取締役塚田健雄氏は、自動車業界及び移動体通信業界の経営者としての豊富な経験に基づいた意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
  - ・取締役井戸一朗氏は、計測・制御機器業界の経営者としての豊富な経験に基づいた意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
  - ・取締役野田卓氏は、繊維・複合材料業界の経営者としての豊富な経験及び社外監査役・社外取締役としての知見に基づいた意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
  - ・監査役塚本四郎氏は、常勤監査役として、会社の日常の業務執行状況を把握し、適法性・妥当性を確保するために、適宜助言しています。
  - ・監査役山口洋氏は、公認会計士としての専門的知見を踏まえて会社の業務執行を監視し、適宜助言しています。
  - ・監査役中山孝司氏は、電子機器業界及び移動体通信業界の経営者としての豊富な経験を踏まえ、取締役会の決議の適法性、妥当性を確保する観点から質疑を行い、取締役の職務執行に関して適宜助言しています。
  - ・監査役木村常輔氏は、情報通信業界の経営者としての豊富な経験を踏まえ、取締役会の決議の適法性、妥当性を確保する観点から質疑を行い、取締役の職務執行に関して適宜助言しています。
  - ・上記の他、各監査役は、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っています。

ホ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。

(注) 「(3) 会社役員の状況 ④ 社外役員に関する事項」のうち、社外取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏については平成27年1月6日の退任までの状況、社外監査役木村常輔氏については平成26年12月10日の退任までの状況をそれぞれ記載しています。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 当社の子会社である、Contour Networks Inc. 及び Computer and Communication Technologies Inc. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的事項とすることとします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的事項とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由をご報告します。

(注) 上記は当事業年度における方針を記載しています。「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関は、取締役会から監査役会に変更されました。

④ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は  
以下のとおりです。

### I 当社グループの内部統制に関する事項

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 社外取締役による牽制  
取締役会には、経営経験豊富かつ当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍する体制をとる。
  - (2) 顧問弁護士による法的助言  
取締役会には、原則として顧問弁護士が出席し、適宜、法的助言を行う体制をとる。
  - (3) 内部監査室による監査体制の整備  
内部監査室を代表取締役直属の組織として設置し、専任者による内部監査を実施する。
2. 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 取締役の職務の執行にかかる情報は、文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録して保存し、文書管理規程にしたがって管理する。
  - (2) 取締役及び監査役は、上記文書等を常時閲覧することができる。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 当社グループのリスク管理についてリスク管理規程を策定し、その改廃は、業務執行取締役及び執行役員で構成する常勤役員会（以下「MB」という）の決議により、取締役会に報告するものとする。取締役会が改廃について変更を指示したときは、MBはこれに従う。
  - (2) 当社グループのリスク管理に関する重要事項の審議及び方針の決定は、業務執行取締役、執行役員及びバイスプレジデント以上の職位の従業員で構成するエグゼクティブスタッフ会議（以下「ESM」という）で行う。
  - (3) 内部監査室は、ESMと連携し、各担当ファンクションの日常的なリスク管理状況の監査を実施する。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 職務権限規程の策定による決裁権限の明確化
  - (2) MBの設置
  - (3) 業務執行取締役3名で構成する代表取締役会（以下、「RDM」という）の設置

- (4) E S Mの設置
  - (5) 取締役会による連結会計年度ごとの当社グループの予算及び事業計画の策定
  - (6) R D Mによる当社グループの月次・四半期業績管理の実施
  - (7) M Bにおける当社グループの月次・四半期業績の情報共有
  - (8) 取締役会による当社グループの四半期業績のレビュー
5. 当社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 法令遵守のための行動規範を定めるコンプライアンス規程を策定し、その改廃は、M Bの決議により、取締役会に報告するものとする。
  - (2) コンプライアンス規程の運用は、法務担当ファンクションがこれにあたり、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。併せて、H R 担当ファンクションが中心となり、従業員に対する教育及び指導を実施する。
  - (3) 内部監査室による監査体制の整備  
内部監査室は、法務担当ファンクションと連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。
6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社の子会社の取締役及び従業員の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制
    - ① 当社の子会社の取締役には、原則として当社の業務執行取締役または執行役員が1名以上含まれる体制をとる。
    - ② 当社の子会社の業務執行責任者は、M Bにおいて、当該子会社の業績、財務状況その他の重要事項を報告しなければならない。
    - ③ 当社の関係会社主管責任者は、関係会社管理規程に基づき、必要に応じて当社の子会社の役員または従業員に対し資料の提出もしくは報告を求める。
  - (2) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
「3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」と同様。  
当社のリスク管理規程は当社グループを対象とし、E S Mは当社グループのリスク管理に関する重要事項の審議及び方針を決定する。
  - (3) 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
「4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」と同様。
    - ① 職務権限規程の策定による決裁権限の明確化
    - ② M Bの設置
    - ③ R D Mの設置
    - ④ E S Mの設置
    - ⑤ 取締役会による連結会計年度ごとの当社グループの予算及び事業計画の策定
    - ⑥ R D Mによる当社グループの月次・四半期業績管理の実施

- ⑦ MBにおける当社グループの月次・四半期業績の情報共有
  - ⑧ 取締役会による当社グループの四半期業績のレビュー
- (4) 当社の子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当社の内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社代表取締役へ報告する。

## II 当社の監査体制の整備に関する事項

1. 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
  - (1) 監査役会の運営に関する事務は、監査役スタッフがこれにあたる。
  - (2) 監査役スタッフ以外の監査役補助従業員は設置しないが、監査役が必要と認めた場合は、他の従業員を監査の補助にあたらせることとする。この場合、監査役はあらかじめ取締役に通知する。
2. 前号の従業員の当社の取締役からの独立性に関する事項

取締役は、従業員が遂行する監査補助業務の独立性について、自らも認識するとともに関係者に徹底させる。
3. 当社の監査役第1項に定める従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役職務の補助にあたる従業員は、監査役から監査業務にかかる指示を受けた場合、その指示に関して取締役または他の従業員の指揮命令を受けないものとする。
4. 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
  - (1) 当社の取締役及び従業員が当社の監査役に報告をするための体制
    - ① 常勤監査役がMBに出席する体制をとることにより、当社グループの月次業績等、監査に必要な情報は、適宜、常勤監査役に報告される。また、常勤監査役の判断により、他の監査役に報告される。
    - ② 当社の取締役及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。
    - ③ 当社の役員及び従業員は、コンプライアンス規程に基づき、規程違反について直属の上司または法務担当ファンクションに報告するものとされ、これらの者から報告を受けた業務執行取締役が、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会に報告するものとする。

- (2) 当社の子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 常勤監査役がMBに出席する体制をとることにより、当社グループの月次業績等、監査に必要な情報は、適宜、常勤監査役に報告される。また、常勤監査役から、他の監査役に報告される。
  - ② 当社の関係会社主管責任者は、当社子会社の役員または従業員からの報告により、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会に報告するものとする。
5. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、コンプライアンス規程において、直属の上司または法務担当ファンクションに規程違反を報告した場合、報告について秘密を厳守し、報告した者に対する報復を禁止する措置をとる旨を定めている。
- 当社は、このルールに準じ、監査役に報告をした当社ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対して当該報告を理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社ならびに当社子会社の取締役及び従業員に周知徹底する。
6. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項
- 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社所定の手続きに従って当該費用または債務を処理するものとする。
7. その他当社の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 業務執行取締役及び内部監査室は、必要に応じて、それぞれ監査役会と意見交換を実施するものとする。また、適宜、監査法人にも監査役会との意見交換を求めるものとする。
- (注)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月30日開催の取締役会決議により内容を一部改定しており、上記は当該改定後の内容です。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

### ① 配当についての基本的な方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題の一つとして位置づけています。

一般的に、株主に対する利益還元策として、配当、自社株買い、株主優待等が実施されていますが、新たな市場を開拓する企業において、株主に対する利益還元は、市場ひいては企業が成長した結果としてもたらされる、時価総額（株価）の向上によるべきであると考えています。

当社は、日本においても、グローバル市場においても、極めて大きな成長可能性があり、事業から生み出されるキャッシュを再投資し、更なる事業機会を捉えていくことが株主の期待に応えることであると認識しています。

そのため、当社には、少なくとも現段階において、配当、自社株買い、株主優待等を実施する計画はありません。引き続き、時価総額（株価）を向上させるため、事業の成長に専念していく方針です。

### ② 毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針および配当の決定機関

当社は定款において、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定めており、中間配当金及び期末配当金として年2回剰余金の配当をすることができる制度となっています。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当金については株主総会、中間配当金については取締役会です。ただし、定款に配当の制度があることが、配当を行うことを意味するものではありませんので、ご注意ください。

当社は「① 配当についての基本的な方針」に記載のとおり、現段階では配当を予定していません。

### ③ 当事業年度の配当決定にあたっての考え方

当事業年度においては、「① 配当についての基本的な方針」に基づき、配当は行いません。

## 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
流動資産	7,255	流動負債	2,278
現金及び預金	4,106	買掛金	811
売掛金	1,715	一年内返済予定の 長期借入金	991
有価証券	200	リース債務	47
商品	706	未払金	175
貯蔵品	0	未払法人税等	11
未収入金	78	前受収益	88
繰延税金資産	298	その他	151
その他	168	固定負債	1,563
貸倒引当金	△19	長期借入金	1,469
固定資産	1,428	リース債務	88
有形固定資産	335	その他	4
建物及び附属設備	116	<b>負債合計</b>	<b>3,841</b>
車両及び運搬具	0	<b>純 資 産 の 部</b>	
工具、器具及び備品	101	株主資本	4,625
リース資産	116	資本金	2,608
無形固定資産	935	資本剰余金	971
商標権	2	利益剰余金	1,047
特許権	14	自己株式	△2
電話加入権	1	その他の包括利益累計額	163
ソフトウェア	467	為替換算調整勘定	163
ソフトウェア仮勘定	449	新株予約権	52
投資その他の資産	158	純資産合計	4,842
敷金保証金	147	負債純資産合計	8,683
その他	10		
<b>資産合計</b>	<b>8,683</b>		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 連 結 損 益 計 算 書

（平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売 上 高	5,139
売 上 原 価	2,645
売 上 総 利 益	2,493
通 信 サ ー ビ ス 繰 延 利 益 戻 入 額	0
差 引 売 上 総 利 益	2,494
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,085
営 業 利 益	408
営 業 外 収 益	74
受 取 利 息	0
有 価 証 券 利 息	0
為 替 差 益	73
そ の 他	0
営 業 外 費 用	19
支 払 利 息	18
そ の 他	1
経 常 利 益	463
特 別 利 益	0
新 株 予 約 権 戻 入 益	0
特 別 損 失	16
訴 訟 関 連 損 失	15
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	0
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	447
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	39
法 人 税 等 調 整 額	80
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	327
当 期 純 利 益	327

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から）  
（平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,048	412	719	△2	3,178
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	560	558			1,119
当 期 純 利 益			327		327
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	560	558	327	-	1,447
当 期 末 残 高	2,608	971	1,047	△2	4,625

	その他の包括 利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	208	208	80	3,466
連結会計年度中の変動額				
新 株 の 発 行				1,119
当 期 純 利 益				327
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△44	△44	△27	△71
連結会計年度中の変動額合計	△44	△44	△27	1,375
当 期 末 残 高	163	163	52	4,842

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	6社
連結子会社の名称	JCI US Inc. Contour Networks Inc. Computer and Communication Technologies Inc. Arxceo Corporation コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社 クルーシステム株式会社 上記のうち、クルーシステム株式会社は、当連結会計年度において設立したため、連結の範囲に含んでいます。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (ア) 有価証券

其他有価証券

時価のないもの 総平均法に基づく原価法

##### (イ) 棚卸資産

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### (ア) 有形固定資産

(リース資産を除く)	建物（附属設備を除く）	定額法
	その他の有形固定資産	定率法

##### (イ) 無形固定資産

(リース資産を除く)	自社利用のソフトウェア	
	見込有効期間（5年）に基づく定額法	
	その他の無形固定資産	定額法

(ウ) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定率法を採用しています。

③ 重要な引当金の計上基準

(ア) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しています。

(イ) 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しています。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜処理

2. 追加情報

(法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.06%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.30%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は27百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しています。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額に、平成29年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されたことに伴い、繰延税金資産の金額は66百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しています。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

922百万円

## (2) 偶発債務

### 訴訟等

当社が平成22年10月8日に懲戒解雇した元従業員1名が解雇無効を主張し、労働契約上の地位の確認を請求している訴訟について、平成24年11月30日の第一審判決では相手方の請求が認容され、平成25年6月20日の控訴審判決では、原判決中の控訴人敗訴部分のうち本訴請求に関する部分を取り消し、東京地方裁判所に差し戻すとの判決が下されました。

当社は、この判決を不服として平成25年7月3日に上告を提起しましたが、平成26年5月9日、上告を棄却する旨の決定がありました。これにより、本件訴訟は、東京地方裁判所に差し戻され、普通解雇の有効性について審理されています。当社は引き続き、解雇の有効性を主張して争う方針です。本件訴訟の結果によっては、当社に損害が発生する可能性はありますが、現時点で偶発債務の総額を合理的に算出することはできません。

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

発行済株式の種類及び総数

普通株式	140,072,239株
------	--------------

### (2) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
第10回新株予約権	普通株式	310,000株
第13回新株予約権	普通株式	686,000株
第17回新株予約権	普通株式	10,986,500株
第18回新株予約権	普通株式	4,697,000株

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な銀行預金と投資適格格付けのMMFに限定しています。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規定にそってリスク軽減を図っています。

長期借入金及びリース債務は固定金利であり、金利変動リスクを回避しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	4,106百万円	4,106百万円	－百万円
(2) 売 掛 金	1,715	1,714	△1
(3) 有価証券 その他有価証券	200	200	－
資 産 計	6,022	6,021	△1
(4) 買 掛 金	811	811	－
(5) 長 期 借 入 金	2,461	2,462	1
(6) リ ー ス 債 務	136	137	1
(7) 未 払 金	175	175	－
負 債 計	3,584	3,587	3

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 売掛金

割賦売掛金を除き、これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

割賦売掛金については、決済が長期間にわたる債権であるため、将来キャッシュ・フローを市場金利等の指標で割り引いた現在価値により算定しています。

(3) 有価証券

有価証券はその他有価証券として保有しているMMFです。有価証券の時価は、取引金融機関から提示された基準価額によっています。

(4) 買掛金、(7) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

なお、一年以内返済予定の長期借入金を含んでいます。

(6) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	34円19銭
1株当たり当期純利益	2円35銭

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	7,028	<b>流 動 負 債</b>	2,212
現金及び預金	3,709	買掛金	760
売掛金	1,656	一年内返済予定の 長期借入金	991
有価証券	200	リース債務	42
商品	662	未払金	197
貯蔵品	0	未払費用	0
未収入金	106	未払法人税等	10
前払費用	27	預り金	32
短期貸付金	157	前受収益	86
繰延税金資産	290	その他	88
その他	236	<b>固 定 負 債</b>	1,553
貸倒引当金	△19	長期借入金	1,469
<b>固 定 資 産</b>	1,901	リース債務	83
<b>有 形 固 定 資 産</b>	307	<b>負 債 合 計</b>	3,765
建物及び附属設備	116	<b>純 資 産 の 部</b>	
車両及び運搬具	0	<b>株 主 資 本</b>	5,110
工具、器具及び備品	78	資本金	2,608
リース資産	112	資本剰余金	971
<b>無 形 固 定 資 産</b>	847	資本準備金	971
商標権	2	利益剰余金	1,532
電話加入権	1	その他利益剰余金	1,532
ソフトウェア	489	繰越利益剰余金	1,532
ソフトウェア仮勘定	354	<b>自 己 株 式</b>	△2
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	745	新株予約権	52
関係会社株式	1,499	<b>純 資 産 合 計</b>	5,163
敷金保証金	131	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	8,929
長期貸付金	303		
投資損失引当金	△1,199		
その他	10		
<b>資 産 合 計</b>	8,929		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 損 益 計 算 書

（平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売 上 高	4,766
売 上 原 価	2,339
売 上 総 利 益	2,426
通 信 サ ー ビ ス 繰 延 利 益 戻 入 額	0
差 引 売 上 総 利 益	2,427
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,911
営 業 利 益	515
営 業 外 収 益	46
営 業 外 費 用	18
経 常 利 益	543
特 別 利 益	0
新 株 予 約 権 戻 入 益	0
特 別 損 失	16
訴 訟 関 連 損 失	15
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	0
税 引 前 当 期 純 利 益	527
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	39
法 人 税 等 調 整 額	80
当 期 純 利 益	408

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から）  
（平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	2,048	412	412	1,124	1,124	△2	3,582
事業年度中の変動額							
新 株 の 発 行	560	558	558				1,119
当 期 純 利 益				408	408		408
株主資本以外の 項目の事業年度中の変動 額（純額）							
事業年度中の変動額合計	560	558	558	408	408	-	1,527
当 期 末 残 高	2,608	971	971	1,532	1,532	△2	5,110

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	80	3,663
事業年度中の変動額		
新 株 の 発 行		1,119
当 期 純 利 益		408
株主資本以外の 項目の事業年度中の変動 額（純額）	△27	△27
事業年度中の変動額合計	△27	1,500
当 期 末 残 高	52	5,163

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

(ア) 子会社株式 総平均法に基づく原価法

(イ) その他有価証券  
時価のないもの 総平均法に基づく原価法

##### ② 棚卸資産

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

(リース資産を除く) 建物（附属設備を除く） 定額法  
その他の有形固定資産 定率法

##### ② 無形固定資産

(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェア  
見込有効期間（5年）に基づく定額法  
その他の無形固定資産 定額法

##### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定率法を採用しています。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

##### ② 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しています。

##### ③ 投資損失引当金

子会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して、必要と認められる額を計上しています。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜処理

## 2. 追加情報

(法人税等の税率等の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については33.06%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.30%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は27百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しています。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額に、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されたことに伴い、繰延税金資産の金額は66百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しています。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	709百万円
----------------	--------

### (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	185百万円
長期金銭債権	303百万円
短期金銭債務	28百万円

### (3) 偶発債務

#### 訴訟等

当社が平成22年10月8日に懲戒解雇した元従業員1名が解雇無効を主張し、労働契約上の地位の確認を請求している訴訟について、平成24年11月30日の第一審判決では相手方の請求が認容され、平成25年6月20日の控訴審判決では、原判決中の控訴人敗訴部分のうち本訴請求に関する部分を取消し、東京地方裁判所に差し戻すとの判決が下されました。

当社は、この判決を不服として平成25年7月3日に上告を提起しましたが、平成26年5月9日、上告を棄却する旨の決定がありました。これにより、本件訴訟は、東京地方裁判所に差し戻され、普通解雇の有効性について審理されています。当社は引き続き、解雇の有効性を主張して争う方針です。本件訴訟の結果によっては、当社に損害が発生する可能性はありますが、現時点で偶発債務の総額を合理的に算出することはできません。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業費用

40百万円

営業取引以外の取引高

203百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

15,000株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰越欠損金

479百万円

関係会社株式評価損

354百万円

投資損失引当金

387百万円

前受収益

28百万円

新株予約権

10百万円

貸倒引当金

6百万円

その他

70百万円

---

繰延税金資産小計

1,336百万円

評価性引当額

△1,046百万円

---

繰延税金資産合計

290百万円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、ネットワーク機器等についてはリース契約により使用しているものがあります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト (Vonderschmitt Joint Trust) (注1)	被所有 直接10.00%	新株予約権付社債権者  役員の兼任 1名	新株予約権付社債にかかる新株予約権の行使(注2)	962	—	—
				利息の支払	5	—	—
役員	三 田 聖 二	被所有 直接 0.94% 被所有 間接12.47%	ストック・オプションの行使	ストック・オプションの行使(注3)	77	—	—

(注1) 当社社外取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏(平成27年1月退任)が保有するジョイント・トラストです。

(注2) 当社が発行した新株予約権付社債(当初、償還期限平成22年12月21日(平成22年9月27日付の変更契約により平成27年12月21日)、期日一括返済、当初転換価額125,000円(平成21年7月1日付の株式分割(1株を5株に分割)に伴う調整により25,000円、平成26年4月1日付の株式分割(1株を100株に分割)に伴う調整により250円)及び当初、償還期限平成23年5月27日(平成22年9月27日付の変更契約により平成28年5月27日)、期日一括返済、当初転換価額200,000円(平成21年7月1日付の株式分割(1株を5株に分割)に伴う調整により40,000円、平成26年4月1日付の株式分割(1株を100株に分割)に伴う調整により400円))を権利行使したことによるものです。

(注3) 第7回、第10回及び第13回新株予約権の当連結会計年度における権利行使を記載しています。なお、取引金額は当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に、払込金額を乗じた金額を記載しています。

## (2) 子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	JCI US Inc.	所有直接 100%	役員の兼任 3名  貸付金あり	資金の貸付 利息の受取	75 0	長期貸付金 未収入金	164 0
子会社	Contour Networks Inc.	所有間接 100%	データ通信 サービスに 関する提携  役員の兼任 2名  貸付金あり	利息の受取	0	短期貸付金 長期貸付金 未収入金	78 131 1
子会社	Computer and Communication Technologies Inc.	所有間接 100%	技術及びサ ービスの開 発委託並び に当社サー ビスの一部 の運用委託  役員の兼任 2名	ソフトウェ アの購入 システム運 営費他	332  35	前 渡 金	84
子会社	Arxceo Corporation	所有間接 100%	ネットワー ク不正アク セス防御技 術に関する 提携  役員の兼任 2名  貸付金あり	利息の受取	0	短期貸付金 未収入金	79 10
子会社	クルーシステム 株式会社	所有直接 100%	モバイル通 信サービス にかかるオ ペレーション 業務の委託  役員の兼任 1名	設立出資 (注2)	300	—	—

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記各社との取引価格は市場価格を参考に決定しています。

(注2) 設立出資は、会社設立時に出資したものです。

## 9. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

36円48銭

1 株当たり当期純利益

2円93銭

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

日本通信株式会社  
取締役会 御中

### 東陽監査法人

指 定 社 員	公認会計士	神 保 正 人 ㊞
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	長 田 洋 和 ㊞
業 務 執 行 社 員		

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本通信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本通信株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

日本通信株式会社  
取締役会 御中

### 東陽監査法人

指 定 社 員	公認会計士	神 保 正 人 ㊞
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	長 田 洋 和 ㊞
業 務 執 行 社 員		

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本通信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告及び説明を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告及び説明を受けました。各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告及び説明を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社についても、事業の報告及び説明を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告及び説明を受けました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知及び説明を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月14日

日本通信株式会社 監査役会

監査役(常勤) 塚本 四郎 ㊟

監査役 山口 洋 ㊟

監査役 中山 孝司 ㊟

(注) 上記監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

#### (1) 株主総会並びに取締役会の招集権者及び議長の変更

株主総会並びに取締役会の招集権者及び議長を取締役会長とするために、現行定款第14条及び第24条を変更するものです。

#### (2) 責任限定契約の対象範囲の変更

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間で責任限定契約を締結することができるようになったことを受け、現行定款第31条及び第42条を変更するものです。

なお、定款第31条の変更については、各監査役の同意を得ています。

#### (3) 補欠監査役に関する規定の整備

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を整備するため、現行定款第34条を変更するものです。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更後
第1条～第13条 (記載省略)	第1条～第13条 (現行通り)
(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議により、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。	(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議により、取締役会長が招集する。取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。

現行定款	変更後
<p>2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>2. 株主総会においては、取締役会長が議長となる。取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>
<p>第15条～第23条 (記載省略)</p>	<p>第15条～第23条 (現行通り)</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>第25条～第30条 (記載省略)</p>	<p>第25条～第30条 (現行通り)</p>
<p>(社外取締役の責任限定) 第31条 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(非業務執行取締役の責任限定) 第31条 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>

現行定款	変更後
第32条～第33条 (記載省略)	第32条～第33条 (現行通り)
<p>(選任)</p> <p>第34条 監査役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>(選任)</p> <p>第34条 (同左)</p> <p>2. (同左)</p> <p>3. <u>補欠監査役を選任する場合は、前2項の規定を準用する。なお、補欠監査役の選任決議の効力は、当該決議において別段の定めがなされる場合を除き、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
第35条～第41条 (記載省略)	第35条～第41条 (現行通り)
<p>(社外監査役の責任限定)</p> <p>第42条 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任限定)</p> <p>第42条 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>
第43条～第50条 (記載省略)	第43条～第50条 (現行通り)

## 第2号議案 取締役4名選任の件

現任取締役のうち、三田聖二、塚田健雄及び師田卓の3氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。また、平成11年から約16年にわたり当社の社外取締役を務めていただいたテレザ・エス・ヴォンダーシュミット氏は、平成27年1月6日に退任されました。つきましては、三田聖二、塚田健雄及び師田卓の3氏を再任するとともに、新たに寺本振透氏の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 当社取締役であるときの地位及び担当	所有する当社の 株式の数
1	さん だ せい じ 三 田 聖 二 (昭和24年6月10日生)	昭和48年5月 カナダ国鉄入社 昭和53年6月 デトロイト大学 電気工学科 博士課程修了 昭和54年3月 コンレイル鉄道入社 昭和57年12月 ロングアイランド鉄道入社 副社長就任 昭和59年4月 ハーバード大学経営大学院 上級マネジメントプログラム (A. M. P) 修了 昭和59年11月 シティバンク エス・エイ入社 副社長就任 昭和62年7月 メリルリンチ証券入社 プロダク トオペレーション副社長就任 平成元年11月 モトローラ(株) 常務取締役 移動 電話事業部事業部長(兼)モトロー ラ・インク 副社長就任 平成6年7月 アップルコンピュータ(株)(現 Apple Japan) 代表取締役社長就任 (兼) アップルコンピュータ(現 アップル) 本社(米国) 副社長就 任 平成7年10月 エル・ティ・エス(株)設立 代表取 締役社長就任(現任) 平成8年5月 当社設立 代表取締役社長就任 (現任) 平成10年7月 日本アイルランド経済協会(現 在日アイルランド商工会議所) 副 会長就任 平成10年10月 ザイリンクス社(米国) 社外取 締役就任	1,321,100株

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴及び重要な兼職の状況並びに 当社取締役であるときの地位及び担当	所有する当社 の株式の数
		<p>平成12年2月 エル ティ サンダ ビー・ヴィー・ ビー・エー設立 マネージングデ ィレクター就任 (現任)</p> <p>平成20年1月 アイルランド政府 次世代ネット ワークに関する国際諮問会議委員 就任 在日アイルランド商工会議所 (旧 日本アイルランド経済協会) 会頭 就任</p> <p>(重要な兼職の状況) エル ティ サンダ ビー・ヴィー・ビー・エー マネージングディレクター</p>	
2	つかだ たけお 塚 田 健 雄 (昭和7年10月3日生)	<p>昭和30年3月 名古屋大学 法学部卒業</p> <p>昭和33年3月 名古屋大学 大学院修士課程修了</p> <p>昭和33年4月 トヨタ自動車工業(株) (現 トヨタ 自動車(株)) 入社</p> <p>昭和51年7月 同社 部長</p> <p>昭和57年9月 同社 取締役就任</p> <p>昭和62年9月 同社 常務取締役就任</p> <p>昭和63年10月 日本移動通信(株) (現 KDD I (株)) 専務取締役就任</p> <p>平成3年6月 同社 取締役社長就任</p> <p>平成11年6月 同社 取締役最高顧問就任</p> <p>平成12年10月 当社 社外取締役就任 (現任)</p> <p>平成12年12月 (株)トヨタエンタプライズ 最高顧 問就任</p> <p>平成13年6月 同社 取締役最高顧問就任</p> <p>平成15年6月 同社 顧問就任</p>	一株
3	もろた たく 師 田 卓 (昭和11年8月16日生)	<p>昭和36年3月 東京大学 法学部卒業</p> <p>昭和36年3月 帝人(株) 入社</p> <p>平成2年6月 同社 取締役就任</p> <p>平成6年6月 同社 常務取締役就任</p> <p>平成8年6月 同社 専務取締役就任</p> <p>平成10年6月 同社 代表取締役専務就任</p> <p>平成13年6月 (株)神戸製鋼所 社外監査役就任 (非常勤)</p> <p>平成18年6月 当社 社外監査役就任</p> <p>平成25年6月 当社 社外取締役就任 (現任)</p>	6,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 当社取締役であるときの地位及び担当	所有する当社の株式の数
4	てらもと しんとう 寺 本 振 透 (昭和38年1月31日生)	昭和60年3月 東京大学 法学部卒業 昭和62年4月 第一東京弁護士会登録 昭和62年4月 西村眞田法律事務所(現 西村あさひ法律事務所) アソシエイト 平成2年10月 TMI 総合法律事務所 アソシエイト 平成5年8月 アリゾナ州立大学ロースクール 客員研究員 平成6年8月 道家寺本法律事務所 パートナー 平成8年1月 寺本法律事務所(後 寺本合同法律事務所に改称) パートナー 平成12年7月 西村総合法律事務所(現 西村あさひ法律事務所) に業務統合 平成18年4月 東京大学大学院法学政治学研究科 特任教授 平成19年4月 東京大学大学院法学政治学研究科 教授(法科大学院専任教員) 平成22年4月 九州大学大学院法学研究院 教授(現任)	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式の数」は、平成27年3月31日現在の所有株式数です。
3. 塚田健雄氏、師田卓氏及び寺本振透氏は、社外取締役候補者です。
4. 塚田健雄氏は、自動車業界及び移動体通信業界における企業経営に長年携わっており、その豊富な経営経験から、引き続き当社の社外取締役として適任であると判断いたします。
5. 師田卓氏は、経営者、社外取締役及び社外監査役として豊富な経験を有していることから、引き続き当社の社外取締役として適任であると判断いたします。
6. 寺本振透氏は、会社の経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識に加え、法学分野の研究者及び教育者としても幅広い経験を有しています。このような観点から、取締役会の意思決定及び当社の業務執行に有益な助言をいただけるものと考え、当社の社外取締役として適任であると判断いたします。なお、同氏は本株主総会までに、同氏の所属する国立大学法人九州大学職員兼業規程に基づく同大学の許可を得て就任する予定です。
7. 塚田健雄氏及び師田卓氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって、塚田健雄氏は14年8ヶ月、師田卓氏は2年となります。
8. 当社と塚田健雄氏及び師田卓氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。
9. 寺本振透氏が選任された場合、当社は同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める責任限度額とする予定です。

10. 当社は、塚田健雄氏及び師田卓氏を東京証券取引所が定める規則に基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。各氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員として届け出る予定です。
11. 寺本振透氏が選任された場合、当社は同氏を東京証券取引所が定める規則に基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

現任監査役のうち、塚本四郎氏及び山口洋氏は本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに庄司一郎氏及び松尾清氏の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 当社監査役であるときの地位	所有する当社の株式の数
1	しょうじ いちろう 庄 司 一 郎 (昭和28年12月20日生)	昭和51年3月 東京大学 法学部卒業 昭和51年4月 郵政省(現 総務省) 入省 平成3年6月 同省 貯金局経営企画課国際室長 平成4年6月 同省 貯金局経営企画課国際業務室長 平成5年7月 同省 簡易保険局資金運用第二課長 平成6年7月 同省 簡易保険局資金運用業務課長 平成8年7月 基盤技術研究促進センター 出資部長 平成10年6月 郵政省(現 総務省) 郵政大学 校副校長 平成11年7月 同省 簡易保険局総務課長 平成12年7月 同省 東京郵政局次長 平成13年1月 郵政事業庁 東京郵政局次長 平成13年10月 同庁 郵政大学校長 兼 中央郵政研修所長 平成14年8月 同庁 郵政大学校長 平成15年4月 日本郵政公社 郵政大学校長 平成15年7月 同公社 簡易保険事業本部副本部長 兼 簡易保険事業本部総務部長 平成16年4月 財国際通信経済研究所 参与 平成16年7月 同所 専務理事 平成18年6月 東日本電信電話(株) 取締役就任 平成23年7月 NECソフト(株)(現 NECソリューションイノベータ(株)) 執行役員就任 平成24年10月 同社 顧問就任 平成26年6月 (一財)簡易保険加入者協会 理事(現任)	一株

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴及び重要な兼職の状況並びに 当社監査役であるときの地位	所有する当社 の株式の数
2	ま つ お き よ し 松 尾 清 (昭和26年6月27日生)	昭和49年3月 関西学院大学 商学部卒業 昭和52年9月 プライス・ウォーターハウス (現 プライスウォーターハウスクーパ ース) 入所 昭和57年3月 公認会計士登録 昭和61年3月 プライス・ウォーターハウス (現 プライスウォーターハウスクーパ ース) ニューヨーク事務所転籍 平成4年7月 同所 米国パートナー就任 同所 日本企業部代表就任 平成8年9月 監査法人トーマツ (現 有限責任 監査法人トーマツ) ニューヨー ク事務所入所 平成12年5月 同監査法人 東京事務所勤務 平成19年6月 同監査法人 東京事務所トータル サービス3部 部門長 平成22年10月 同監査法人 東京事務所グローバ ルサービスグループ 部門長 平成25年4月 松尾清公認会計士事務所設立 代 表就任 (現任)	一株

- (注)
1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  2. 「所有する当社の株式の数」は、平成27年3月31日現在の所有株式数です。
  3. 各監査役候補者は、社外監査役候補者です。
  4. 庄司一郎氏は、平成27年6月23日に、一般財団法人簡易保険加入者協会の理事を退任する予定です。
  5. 庄司一郎氏は、郵政省 (現 総務省) における豊富な行政経験から電気通信業界に通じており、また、民間企業においても取締役として企業経営経験を有しています。その幅広い見識から有効な監査を行っていただけるものと考え、当社の社外監査役として適任であると判断いたします。
  6. 松尾清氏は、会社の経営に直接関与された経験はありませんが、公認会計士として豊富な経験と専門知識を有しています。このような観点から、取締役会の意思決定を監視し、当社の業務執行に有益な助言をいただけるものと考え、当社の社外監査役として適任であると判断いたします。
  7. 各監査役候補者が選任された場合、当社は各氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする予定です。
  8. 各監査役候補者が選任された場合、当社は各氏を東京証券取引所が定める規則に基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
もろたたく 師田卓 (昭和11年8月16日生)	昭和36年3月 東京大学 法学部卒業 昭和36年3月 帝人(株) 入社 平成2年6月 同社 取締役就任 平成6年6月 同社 常務取締役就任 平成8年6月 同社 専務取締役就任 平成10年6月 同社 代表取締役専務就任 平成13年6月 (株)神戸製鋼所 社外監査役就任 (非常勤) 平成18年6月 当社 社外監査役就任 平成25年6月 当社 社外取締役就任(現任)	6,500株

- (注)
1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  2. 「所有する当社の株式の数」は、平成27年3月31日現在の所有株式数です。
  3. 補欠監査役候補者は、当社の社外取締役(現任)であり、第2号議案「取締役4名選任の件」が原案通り承認可決された場合は、引き続き当社の社外取締役となります。法令に定める監査役の員数を欠く事態となった場合は、補欠監査役候補者は、社外取締役を退任し、監査役に就任します。
  4. 補欠監査役候補者が監査役に就任した場合、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されることを条件として、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする予定です。

以上





# 株主総会会場ご案内略図

会場 東京都港区麻布台二丁目1番2号  
東京アメリカンクラブ 地下2階  
ルーム名：Manhattan（マンハッタン）

株主総会お問い合わせ窓口 (03)-5776-1701（内線：1000）



会場最寄駅 地下鉄 東京メトロ日比谷線 「神谷町駅」下車  
1番出口または2番出口より徒歩15分  
(飯倉交差点までは上り坂です)

駐車場及び駐輪場の用意はいたしておりませんので、お車等での  
ご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。